科学研究費補助金研究成果報告書

平成23年 5月23日現在

機関番号:12501

研究種目:基盤研究(C) 研究期間:2008~2010 課題番号:20530099

研究課題名(和文) 司法の政治学——基礎研究

研究課題名(英文) Politics on Judicial administrations

研究代表者

新藤 宗幸 (SHINDO MUNEYUKI) 千葉大学・法経学部・教授 研究者番号:30138549

研究成果の概要(和文):

本研究は、政治改革・司法改革を分析対象としながら、その実態を歴史的・制度的観点から解明していくことを目的としている。特に、戦後改革期から今日までの司法官僚機構の構造を解明することによって、職業裁判官のキャリアシステムと司法システムへの影響について分析を進める。また合わせて、その背後における法文化の実態や、国際司法比較を通じた特異性を見出すことによって、より構造的な研究へと発展させることを目指す。

研究成果の概要 (英文):

Our studies have aimed to clarify the situations of judicial administrations from a historical and institutional viewpoints while analyzing the political and judicial reforms. Especially, the analysis of the professional judge's influence on a career system and a judicial system is advanced by clarifying the structure of judicial bureaucracy from the reform in postwar days to the present. Moreover, our studies will aim to develop it to more structural research by finding the background of culture on Japanese law and its uniqueness through an international, judicial comparison.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2008 年度	1, 800, 000	540, 000	2, 340, 000
2009 年度	1, 000, 000	300, 000	1, 300, 000
2010 年度	600, 000	180, 000	780, 000
年度			
年度			
総計	3, 400, 000	1, 020, 000	4, 420, 000

研究分野:政治学

科研費の分科・細目:政治学・政治学

キーワード:司法官僚、司法改革、裁判員制度

1. 研究開始当初の背景

本研究は、2006年度から2007年度に科学

研究費補助金基盤研究(C)「司法の政治学 一その予備的考察」を受けて、その発展を目 指す意図で構想された。この「司法の政治学 一その予備的考察」においては、日本の司法を特徴付けているベーシックな要因を解明することを目的とした。現在なお研究は継続中であり、総括するにいたってはいないが、 予備的考察として以下の知見を得ることができた。

第1に、政党政治と裁判の関連性について、 裁判となった政治腐敗事件の年表を作成し、 政治腐敗事件がアクターの特定しやすい事 件から、一党優位政党制下でより構造的な事 件に変化しているとの仮説を導くことがで きた。

第2に、司法官僚制の基礎構造については、 戦後における最高裁事務総局を頂点とした 裁判官のキャリアパスに関する基礎資料を 完成した。その結果、職業裁判官のキャリア パスにおける一定のルールを仮説的に特定 しえた。

第3に、戦後における政治と司法の構造変 化および司法改革の詳細については、なお資 料の収集やインタビューを必要としている ものの、日本側のイニシアティブが大きかっ たという仮説を提示し得た。

第4に、デモクラシーと司法参加については、裁判員制度の導入をめぐる政治過程や外国における司法参加の実態についての資料の収集に努めてきた。また、その導入や運営における思想的背景に関する検討が進められ、重層的デモクラシーの多元的な展開における司法参加の位置づけ、および三権分立における司法の民主的統制のあり方ついて、一定の整理を試みることができた。

第5に、1980~90年代に、検察による政治 腐敗摘発が既存政治体制を揺るがした日本 とイタリアを比較し、優位政党=自民党が残 存した日本と、キリスト教民主党が解体し第 2 共和制と言われる現政治システムに代わっ たイタリアとでは、司法制度ではなく政治制 度(中選挙区制と比例代表制、強い官僚制と クライエンテリズム、優位政党の派閥の態様 など)が違いをもたらしたとの仮説を提示し 得た。

本研究は、これらの成果を踏まえ、以下の 目的をもって進められるものである。

2. 研究の目的

本研究は、日本の司法システムについて政治学、行政学、法律学の観点から総合的に行うものである。従来の政治学において、司法機構の存在を重視した研究は少ない。行政学においても行政官僚制の構造と機能については研究が進んでいるが、司法官僚制についてはまったく未着手である。法律学においても司法システムの研究は遅々としている。したがって、「司法の政治学」を取りまとめることによって、新たな研究分野開発のパイオニアとなりうると考える。

特に本研究は、(1)1980~90年代の政治改革・司法改革以降にも視野を広げる、(2)そこから改革以前を歴史的視角から逆照射する、(3)それら全体を日本の法文化というより長い法制史・思想史的視座から総合的に考察する、という短・中・長期的な三つ時間軸のもとに展開される。

また、政治改革・司法改革と前後して問題となった、IT関連の犯罪、少年犯罪・外国人犯罪等についても、犯罪そのものというよりは、その「語られ方」に注目して、日本の法文化と変容の中に位置づけたい。資本のグローバル化や人々の移動に伴う法制度の未対応の問題や、被害者感情と量刑にかかわる問題などは、人々の日常生活における法意識の問題として、司法システムの不安定さを露呈しており、その根底からの解明は司法改革のあり方に一石を投ずることになると考えられる。関連する判例の動向と制度改革との

関係を実証的に検討した成果は、司法構造の 具体的諸問題をより内在的に明らかにする ことにつながる。

更に、政治腐敗と政党政治、司法参加や特別裁判所に関する国際比較は、一国研究では得られない知見を与えてくれたし、本研究でも与えてくれると予想される。上述したような時間構造に加えて、これらの研究視角は政治空間における司法システムの位置づけをあぶり出すものであり、政治腐敗と裁判との関係やそこから導き出された政治改革の実態、さらには政治参加と司法参加との緊張関係を解き明かしていくことにつながると考えられる。

以上の考察を総合し、最終的には司法改革 の構想を提示することによって、現在進行中 の司法改革にオルタナティブを示すことが でき、司法のあり方についての学問的かつ社 会的議論を喚起しうると考える。

3. 研究の方法

本研究は、当初、①政治腐敗事件と裁判、②司法官僚制の構造と機能の歴史的考察、③ 違憲立法審査権の発動と法改正、④陪審制・参審制・司法参加の国際比較と日本の情況、⑤特別裁判所の国際比較と日本への導入可能性、⑥各種データーベースの作成と公表、を重点的研究計画として始められた。

①「政治腐敗事件と裁判」

「予備的考察」において作成した政治腐敗 事件の年表に基づき、判例の具体的分析なら びに裁判に影響を受けた政治改革の実態に ついて分析する。とりわけ、政権交代のない 一党優位・中選挙区制度時代と今日の小選挙 区制度のもとでの政治腐敗事件にいかなる 連続・不連続が見られるのか、また知事権力 の増大が政治腐敗事件といかなる関連があ るかを分析する。

②司法官僚制の構造と機能の歴史的考察

「予備的考察」において別個に研究してきた戦後司法改革の実態と最高裁事務総局のキャリアパスに関するデータをもとにして、戦後日本における司法官僚制の構造ならびに機能について、下級審裁判官人事、裁判官任用人事、裁判所予算の作成、最高裁判決の作成に関する判事間関係について分析し、最高裁事務総局の機能を明らかにする。

③違憲立法審査権の発動と法改正

違憲立法審査権の発動された事件と社会的背景を綿密に調査し、違憲判断を受けた政治の対応ならびに法改正作業における立法政策の実態を分析し、政治と司法の機能的関連性について分析する。「予備的考察」においては、国政選挙における定数是正、外国在住国民への投票権の保障などをめぐる最高裁判例の検討に着手したが、ここではさらにIT関連の犯罪、少年犯罪・外国人犯罪等といった具体的諸課題に対する立法府の対応状況や、司法判断に対する政治の対応状況についての検討も加えることにする。

④陪審制・参審制・司法参加の国際比較と日本の情況

陪審制や参審制の作られてくる思想的背景、歴史的な法制度としての変遷、それに呼応する具体的な司法・行政手続きの変遷とあり方を、国際比較を交えて分析する。また、日本で導入が予定されている裁判員制度の機能条件や職業裁判官との対応関係について分析し、制度課題を明らかにする。「予備的考察」においては、司法参加に関する理論的枠組みについての整理が行われたが、ここではそれらを踏まえながら、日本社会における問題状況を文化・思想的に検討することによって、法制史的観点から制度運用上の諸課題を明らかにし、それに対する克服の可能性を探る中から、今後の制度構想を検討する。

⑤特別裁判所の国際比較と日本への導入可 能性

特別裁判所を設置している諸外国、とりわけドイツ、イタリア、韓国を中心に実態調査を行うとともに、日本の戦前期についても検証する。その導入の社会的背景、理論的根拠、運用実態について明らかにし、日本における特別裁判所設置の是非について考察する。

⑥各種データーベースの作成

「予備的考察」において作成したデータを 学界が広く活用するためにデーターベース 化する。また、本研究中に収集したデータに ついても同様とする。

また研究の進め方としては、各課題については連携研究者が責任を持って当たり、課題に応じて、関係者からのヒアリング、ならびに必要に応じて国内外における調査も実施した。また、各研究の進捗情況の報告と研究全体との調整のために、全体研究会を設置し、適宜研究報告と討論を重ねた。

4. 研究成果

(1)については、司法官僚制の構造と機能の歴史的考察として、戦後司法改革の実態と最高裁事務総局のキャリアパスに関するデータ整理、判事などへのヒアリングをもとにして、戦後日本における司法官僚制の構造ならびに機能についての本格的な検討を行った。新藤宗幸『司法官僚 裁判所の権力者たち』(岩波書店)が公刊されたが、これは本研究の最大の成果である。

また判例分析としては、司法と政治の戦後における構造的変遷の考察を基盤に据えながら、政治腐敗事件ならびに行政事件の司法 改革以前以後の変化を明らかにするべく、主立った汚職事件の分析を進めている。

さらに、法制度運用の実態分析としては、 社会状況の変化における法制度の未対応の 問題や被害者感情と司法参加にかかわる現 状把握、人々の日常生活における法意識と司 法システムとの関係解明を順次進めた。また 国際比較の点では、イタリアとアメリカにお ける司法制度改革の調査を進め、さらには戦 前・戦後の歴史的パースペクティヴから見出 される司法構造の解明作業を進めた。

(2)(3)については、司法改革をめぐる法制 史・思想史的観点から問題の構造を明らかに すべく、政治空間における司法システムの位 置づけを資料的に整理し、司法改革の構造を 解明する基礎作業を試みた。

戦前・戦後の歴史的パースペクティヴから 見出される司法構造の解明作業の成果として、石田憲(連携研究者)『敗戦から憲法へ-日独伊 憲法制定の比較政治史』岩波書店が 公刊された。

これ以外については引き続きの課題となっているが、司法と政治の戦後における構造的変遷の考察を基盤に据えながら、政治腐敗事件ならびに行政事件の司法改革以前以後の変化を明らかにするべく、主立った汚職事件の分析を進めている。また、法制度運用の実態分析としては、社会状況の変化における法制度の未対応の問題や被害者感情と司法参加にかかわる現状把握、人々の日常生活における法意識と司法システムとの関係解明、政治空間における司法システムの位置づけを順次進めている。

また、陪審制・参審制・司法参加の時空間 的考察を通じて、陪審制や参審制の作られて くる思想的背景とそれに呼応する具体的な 司法・行政手続きのあり方についても考察が 必要であり、引き続き検討していきたい。

こうした研究の成果は、いわゆる司法改革 とは必ずしも同じではない、日本の司法シス テムの改革構想を提起していくことにつな がると考えている。 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

- ①<u>新藤宗幸</u>、「司法官僚の支配の実態と司法 改革の課題について」、『法と民主主義』、 査読無、457号、2011年、44-50頁
- ②関谷昇、「アルトジウスと補完性原理── "symbiosis"と "consociatio"をめぐる政治 ──」、『千葉大学人文社会科学研究』、査読無、第22号、2011年、17-31頁
- ③<u>後藤弘子</u>、「少年法の理念と少年院法改 正」、『刑政』、査読無、121 巻 6 号、2010 年、12-21 頁
- ④<u>宮崎隆次</u>、「高度成長期の自治体と計画 友納県政期(一九六三年四月~一九七五年 四月)の千葉県の場合」、『千葉大学法学論 集』、査読無、2010年、9-48頁
- ⑤<u>後藤弘子</u>、「少年審判と被害者参加」、『法 学セミナー』、査読無、第53巻第9号、2008 年、14-17頁
- ⑥<u>魚住弘久</u>、「行政文書と文書管理のあいだ 一官僚制の論理と行動に関する一考察─」、 『都市問題』、査読無、第 99 巻第 10 号、 2008 年、48-59 頁

〔学会発表〕(計1件)

①<u>後藤弘子</u>、「少年院における矯正教育の構造に関する研究(2)」、犯罪社会学会、2010年10月2日、国士舘大学

[図書] (計5件)

- ①<u>新藤宗幸</u>、岩波書店、『司法官僚 裁判所 の権力者たち』、2009年、248頁
- ②<u>石田憲</u>、岩波書店、『敗戦から憲法へ-日 独伊 憲法制定の比較政治史』、2009 年、275 頁
- ③石田憲、日本評論社、「日伊両国における 戦争犯罪――3つの歴史的比較の視座」 (記録集編集委員会編『南京事件70周年 ――国際シンポジウムの記録』、所収)、 2009年、200-211頁
- ①北村賢哲、有斐閣、「弁護士報酬の敗訴者 負担に関する議論の近況」(『民事手続法学 の新たな地平』青山善充先生古稀祝賀論文 集)、所収)、2009年、1073頁~1112頁
- ⑤<u>新藤宗幸</u>、岩波書店、『新版 行政ってなんだろう』、2008年、230頁
- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

新藤 宗幸 (SHINDO MUNEYUKI) 千葉大学・法経学部・教授 研究者番号: 30138549

(2)研究分担者 なし

(3) 連携研究者

宮崎 隆次 (MIYAZAKI RYUJI) 千葉大学・法経学部・教授 研究者番号:10113870

石田 憲 (ISHIDA KEN) 千葉大学・大学院人文社会科学研究 科・教授

研究者番号: 40211726

坂本 忠久(SAKAMOTO TADAHISA) 千葉大学・法経学部・教授 研究者番号:60241931

後藤 弘子 (GOTO HIROKO) 千葉大学・大学院専門法務研究科・ 教授

研究者番号: 70234995

魚住 弘久 (UOZUMI HIROHISA) 千葉大学・法経学部・准教授 研究者番号:60305894

関谷 昇 (SEKIYA NOBORU) 千葉大学・法経学部・准教授 研究者番号:00323387

北村 賢哲 (KITAMURA KENTETSU) 千葉大学・大学院専門法務研究科・ 准教授

研究者番号:00344961

石井 徹哉 (ISHI TETSUYA) 千葉大学・大学院人文社会科学研究 科・教授

研究者番号:20351869